

塩谷都市
医師会
リレーコラム



◆ご意見、ご質問、取り上げてほしい病気などありましたら、〒329-1312さくら市桜野1319-3さくら市氏家保健センター内塩谷都市医師会までお便りをお寄せください。
◆問い合わせ／塩谷都市医師会 ☎028(682)3518

第8回 大人の発達障害について

秋山正則
佐藤病院副院長(矢板市)

今回は大人の発達障害についてお話したいと思います。

最近、学校や職場等の対人関係で支障をきたしうつや適応障害を発症する患者さんの中に、発達障害の関与が疑われる場合が増えていきます。例えば、「大切な物や予定を忘れてたり、ミスが多い」「家事や仕事の段取りが悪い」「うわの空で上司や同僚の話の聞いていない」「上司や同僚・顧客とのコミュニケーションがうまくとれない」「空気を読めずに不用意な発言をし、しばしば叱責される」「自転車や自動車による事故を繰り返す」等の特徴があり、それが、幼少期から持続している場合、発症の背景に発達障害の存在が疑われます。

大人の発達障害も幼少期と同様に上記の行動特性に基づき、広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群)、学習障害、注意欠如・多動性障害(ADHD)の疾患単位で分類されています。

現在問題となっているのは、幼少期に発達障害と診断されずに過ごし、成人期になってから、学校・職場・家庭等において不適応を生じている場合です。前回も述べましたが、これらの特性は周囲に気づかれにくいいため、わがままや怠け、努力不足等と周囲から誤解され不適切な対応を受けることで、本人が悩み、うつや適応障害を発症してしまいます。このような場合、本人にその特性を

自覚させ、周囲に理解を求めて適切な対応を受けることで、症状が改善することがあります。

特に、注意欠如・多動性障害(ADHD)については、一昨年、成人に処方可能な薬剤が承認され治療に用いられています。ちなみに成人期のADHDは、多動性や衝動性が減弱し不注意がより目立ってくるのが特徴で、ドラえもん「のび太君」が入社後に様々な問題を起こして困っている姿を想像していただければイメージしやすいかと思えます。

偉業を達成した歴史上の人物の中には発達障害が疑われている人も多く、発達障害に対しては、「治す」という考え方よりも、「独創性や人並みはずれた特別な能力等の生来の特性を活かせるようにサポートしていく」という考え方のほうがよい結果をもたらすことが多いのです。昨年公開された「舟を編む」という映画の主人公は、アスペルガー症候群と推測される出版社の青年ですが、職場の同僚や上司、伴侶に恵まれ、その協力を受けながら類まれな集中力や持続力を発揮することで、気の遠くなるような時間をかけて独創的な辞書を編纂します。改めて、発達障害の方には周囲の理解とサポートがなによりも大切なのだということを実感させられました。

ねんきん

平成26年度 国民年金保険料月額 について 月額15,250円です

国民年金からは、老齢基礎年金のほかに、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

また、納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象になります。

国民年金の保険料は毎年改定されますが、平成26年度は月額15,250円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の下旬に送られてくる1年分の「納付書」によ

り翌月の末日までに納めます。なお、保険料は原則納付期限から2年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。※年金事務所でも口座振替のお申し込み(郵送も可)ができます。

問い合わせ／大田原年金事務所 ☎(22)6311
矢板市市民課 ☎(43)1117 FAX(43)5962

5月の集団健康診査・検診日程

- ◆ 特定健診を受診される方は、保険証と受診券(国民健康保険以外の方)を必ずお持ちください。お忘れになると、当日受診できませんのでご注意ください。
- ◆ まだ申込みをされていない方で受診希望の方は、健康増進課へご連絡ください。
- ◆ 健診予定日に発熱やせきなど、体に異常がある場合は、後日改めて受診してください。

平成26年度から、乳・子宮がん検診と骨粗しょう症検診のみ実施する日は、女性の方のみの健診日としました。男性の方で骨粗しょう症検診(今年度中に55歳、60歳、65歳、70歳に達する方が対象です)の受診を希望する方は、特定健診と同日に実施する骨粗しょう症検診を受診してください。

年に1度は健康診査を受けて自分の健康を守るナリ~



受付時間：8：30～10：30

月 日(曜)	会 場	特定健診	胃・肺・大腸がん	前立腺がん	乳・子宮がん	骨粗しょう症	備 考
7日(水)	片岡公民館				○	○	女性のみ
13日(火)					○	○	女性のみ
14日(水)		○	○	○			
16日(金)		○	○	○			
20日(火)		○	○	○			
21日(水)		○	○	○			
22日(木)		○	○	○			
25日(日)		○	○	○	○	○	
28日(水)		○	○	○			

◆ 市ホームページに健診日の混雑状況を掲載しています。どうぞご覧ください。

申込・問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118

健康保険の医療費自己負担について(70歳～74歳の方)

70～74歳の方の医療費の窓口負担は、法律上2割になっていますが、これまで特例措置により1割になっていました。平成26年4月から、より公平な仕組みにするため、この特例措置が見直されることになりました。

4月2日以降に70歳になる方 窓口負担が、2割になります。

69歳までは3割負担ですが、70歳からは2割負担になります。
対象者 昭和19年4月2日以降に生まれた方
一部負担金の割合 70歳の誕生月の翌月から2割(各月の1日が誕生日の方はその月から2割)

4月1日までに70歳になられた方 窓口負担は、1割のまま変わりません。

平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。
対象者 昭和19年4月1日までに生まれた方
一部負担金の割合 1割

※70歳以上の方でも一定の所得がある方は3割負担です。

問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118

後期高齢者医療保険料の保険料率などが変わります

後期高齢者医療制度の保険料率が、平成26・27年度は下表のようになります。

なお、平成25年度に行われた保険料の軽減措置は平成26年度も継続されます。また、一部軽減措置について、対象者の範囲が拡大されます。

	平成24・25年度	平成26・27年度(変更後)
均等割額	42,000円	43,200円
所得割率	8.54%	8.54%
賦課限度額	550,000円	570,000円

問い合わせ／
栃木県後期高齢者医療広域連合
☎028(627)6805
市税務課 ☎(43)1115